

一人で悩まず
相談を

11月は「子供・若者育成支援推進強調月間」 および「児童虐待防止推進月間」

子どもや若者は家族にとっても、社会にとっても、かけがえのない存在です。ひきこもりや不登校、少年非行や児童虐待などは社会全体で取り組まなければならない問題であり、行政、支援団体、市民が連携協力し、子ども・若者の育成支援に対する理解を深めるとともに、地域全体で支えてい

く社会を築くことが重要です。

市などでは、悩みを抱える青少年や心配事を抱える保護者のために、さまざまな相談窓口を開設していますので、ぜひご利用ください。

■**問い合わせ先** こども家庭課(子育て相談係) ☎ 40-3976、健全育成係 ☎ 40-7038

相談窓口	受付時間	ところ	電話番号
少年相談センター	平日の午前9時～午後5時	こども家庭課内(市役所1階)	☎ 35-7000
家庭児童相談	平日の午前9時～午後4時	こども家庭課内(市役所1階)	☎ 35-1111、 内線 299
子育て支援相談電話			☎ 33-0003
弘前少年サポートセンター	平日の午前8時30分～午後5時15分	弘前警察署内(八幡町3丁目)	☎ 35-7676
弘前児童相談所		青森県弘前健康福祉庁舎内(下白銀町)	☎ 36-7474
子ども虐待ホットライン	24時間対応、休業日無し	弘前児童相談所内(下白銀町)	☎ 0120-73-6552
児童相談所虐待対応ダイヤル		最寄りの児童相談所	☎ 189(全国共通ダイヤル)
こども悩み相談(子どもたちからの悩み相談を受け付け)	平日の午前8時30分～午後5時(時間外、休日は留守番電話で対応)	教育センター(総合学習センター内、末広4丁目)	☎ 26-2110
相談支援チーム(学校生活や子どもとの関わりについて)	平日の午前8時30分～午後5時		☎ 26-4802

※このほか、フレンドシップルーム(総合学習センター内(末広4丁目))では、通室による指導(平日)を行っています。

二十歳の門出を
お祝いします

令和4年度弘前市二十歳の祭典に関するお知らせ

民法改正により、令和4年4月から成年年齢が18歳に引き下げられましたが、市ではこれまでどおり年度内に二十歳を迎える人を対象に「二十歳の祭典」を開催します。11月1日時点で市内に住民登録がある人には、11月中旬にお知らせはがきを送付します。参加には事前の申し込みが必要です(申し込み後に入場券を送付)。詳細はお知らせはがきや市ホームページで確認してください。市外に住民登録がある人も市ホームページを確認の上、申し込みをしてください。

【令和4年度弘前市二十歳の祭典】

▼**とき** 令和5年1月8日(日)、午前の部…午前11時から、午後の部…午後2時30分から
※出身中学校により午前または午後のいずれかに区分します。詳細は市ホームページ(QRコード)を確認を。

▼**ところ** 市民会館(下白銀町)

▼**内容** 市長式辞等、二十歳の宣誓、アトラクションなど約45分

▼**対象** 平成14年4月2日～平成15年4月1日に生まれた人で、次のいずれかに該当する人
①弘前市に住所がある人、②市出身者、③市内の学校に在籍したことがある人、④市内に居住したことがある人

▼**申込期限** 11月30日(水)

【祭典のプログラムに掲載する有料広告を募集】

広告内容には一定の条件がありますので、市ホームページで確認の上、申し込みを。

▼**配布日** 令和5年1月8日(日)

▼**配布予定枚数** 1,500枚

▼**募集枠数・掲載規格** 8枠(縦45mm以内×横85mm以内)

※応募数が募集枠数を超えた場合は、市内に主たる事業所を有する応募者を優先し、抽選で決定。

▼**掲載料** 5,000円

▼**申込期限** 11月15日(火)

■**問い合わせ・申込先** 生涯学習課(岩木庁舎2階、☎ 82-1641)



© 消防犬「火けしくん」
/弘前地区消防事務組合

11月9日は「119番の日」

消防庁では、毎年11月9日を「119番の日」と定め、119番通報についての正しい知識と理解を深めてもらうとともに、防災意識の向上を目指しています。

火災や急病、けがや交通事故など、目の前で緊急事態が突然発生した場合は、誰でも気が動転し、興奮した状態になりがちです。一刻を争うときでも、「慌てず・落ち着いて・正確に」119番通報できるように、町会や自治会または勤務先などで実施する防災訓練の際に、通報訓練を積極的に行い、通報の仕方を身に付けましょう。

■**問い合わせ先** 弘前消防本部通信指令課(☎ 32-5101、ファクス 33-0119)



令和3年中の119番受付件数

令和3年中に弘前地区消防事務組合管内(弘前市・黒石市・平川市・藤崎町・板柳町・大鰐町・田舎館村・西目屋村)で受け付けした119番件数は1万4,420件で、1日当たり約39件でした。これは約36分に1件の割合で受け付けしたことになります。

119番通報のシステム

弘前地区消防事務組合管内から加入(一般・IP)電話や携帯・公衆電話などで通報すると、消防本部通信指令課消防指令センター(本町)につながり、そこから災害現場に最も近い消防署に出動指令が出されます。※携帯電話からの通報は、電波の状態によっては近隣の消防本部につながる場合があるため、市町村名から住所を話してください。その際、管轄が違う場合は、災害現場の管轄消防本部へ転送されます。



ファクス119・NET119緊急通報システム

聴くことや話すことが不自由な人は、ファクスやスマートフォン・携帯電話のインターネット機能(Web機能)による119番通報を利用できます。NET119緊急通報システムの利用には事前の登録申請が必要です。詳しくは弘前地区消防事務組合ホームページ(<http://www.hirosakifd.jp/>)で確認するか、お問い合わせください。

119番は緊急通報専用の電話です

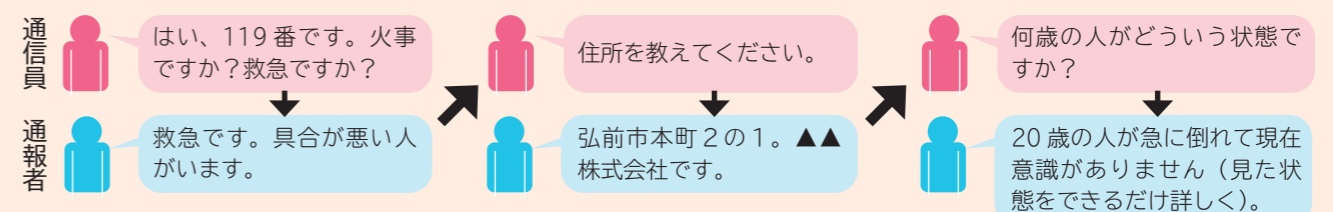
災害や夜間・休日の救急病院の情報などは、次の連絡先へお問い合わせください。

○**火災など災害の問い合わせ**…災害情報テレホンガイド(☎ 0180-991-995)

※一部の携帯電話、PHS等利用できない電話があります。

○**夜間・休日の救急医療情報**…医療機関紹介(☎ 32-3999)

119番通報の仕方 ～救急時の例～



救急だけでなく火災や救助も同じように、住所を正確に、また、聞かれたことに対し内容を詳しく話してください。そうすることで出動までがスムーズになり、現場へ到着するまでの時間を短縮できます。

※消防車や救急車は、住所が分かった時点で出動します。その後さらに詳しい情報を聴取していますので、慌てず落ち着いて通信員の指示に従ってください。情報の収集にご協力をお願いします。